

かかりつけ医と認知症疾患医療センターに 係わる診療報酬（平成28年4月現在）

※当院との連携により、以下のような加算が算定できます。ご参考下さい。

かかりつけ医
（紹介元）



福島赤十字病院
（認知症疾患
医療センター）



診療情報提供書
250点

認知症の疑いがある患者様の紹介

認知症専門診断管理料1
700点

（1患者1回のみ算定可能）

認知症専門医紹介加算
100点

認知症療養計画書の提供

認知症の鑑別診断

紹介元の医療機関において、認知症疑いの患者を認知症疾患医療センターに紹介した場合、
診療情報提供料(250点)に加え、**認知症専門医診断加算(100点)**を算定できます。

認知症療養指導料
350点

（6ヶ月に限り月1回算定可能）

診療情報を文書で提供

地域連携室

FAX: 024-526-3854

認知症療養計画書
に基づく治療を行う

紹介元の医療機関において、認知症疾患医療センターからの認知症療養計画書に基づき治療を行い、
認知症疾患医療センターに診療情報を文書で提供した場合、
認知症療養指導料(350点・治療を始めた月から6ヶ月に限り、月1回算定可能)を算定できます。

診療情報提供書
250点

症状増悪時・再評価必要時

認知症専門診断管理料2
300点

（3ヶ月に1回算定可能）

認知症専門医療機関連携加算
50点
（月1回算定可能）

認知症療養計画書の提供

療養方針の再評価

紹介元の医療機関において、既に認知症疾患医療センターで
認知症と診断された患者の症状増悪時に紹介した場合、
診療情報提供料(250点)に加え、**認知症専門医療機関連携加算(50点)**を算定できます。